

平成20年6月17日

お知らせ

担当課	技術管理課
担当者	垺和、國本
内線	3610,3621
直通	226-7460

資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について (単品スライド条項の運用について)

6月13日付けで国土交通省から最近の鋼材類及び燃料油の資材価格の高騰を踏まえ、工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)に基づき、下記のとおり運用するとの通知があり、本県も本日6月17日から同様に運用するのでお知らせします。

1 単品スライド運用基準

単品スライドとは、工事請負契約書第25条第5項に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となった時、発注者又は請負者が請負代金額の変更を請求できる措置。

条項適用対象資材

- ・鋼材類と燃料油の2資材

対象工事

- ・運用施行日時点で継続中の工事及び新規契約工事

請負代金額変更の考え方

- ・の対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担。